

業者収集ごみの搬入手数料を排出事業者に適切に負担いただくための方策

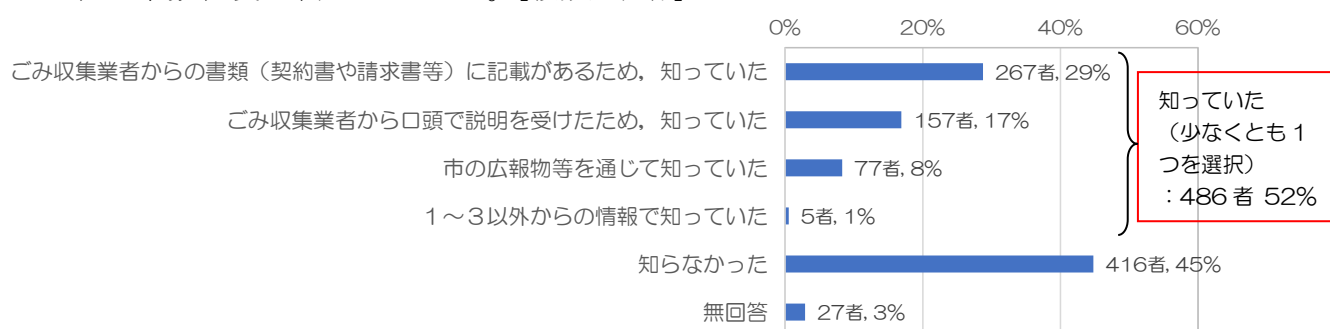
業者収集ごみの搬入手数料は、一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下「許可業者」という。）を通じて重量に応じた額が市に納付され、その費用は排出事業者責任により排出事業者が負担するものとして、許可業者と排出事業者との間の契約料金の中に含まれている。

この搬入手数料を排出事業者に適切に負担いただくための方策を議論するうえで必要な情報を収集するため、排出事業者や許可業者に対して、契約内容や搬入手数料の認知状況等に係るアンケート調査を行った。

1 アンケート結果から見えた現状と課題等

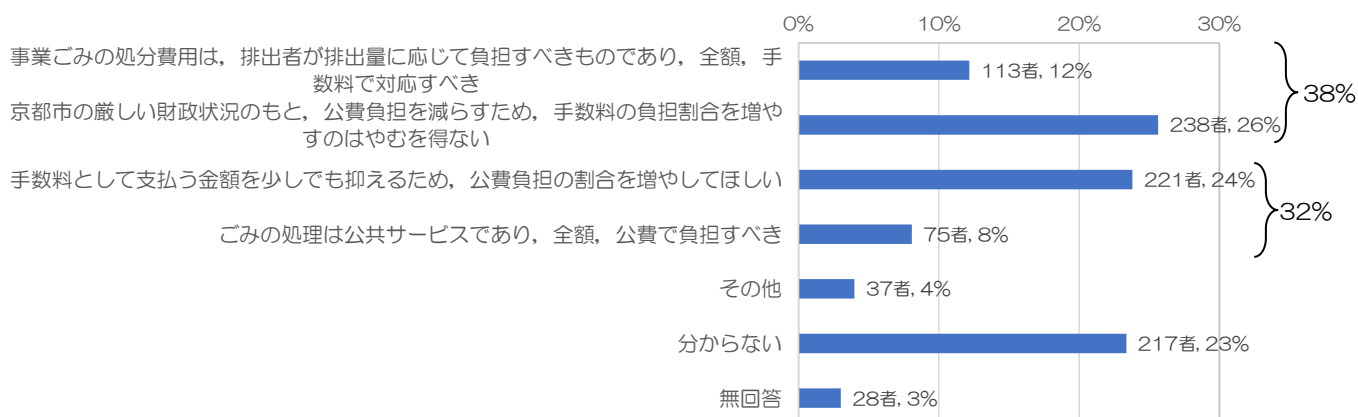
（１）契約料金の中に市の手数料が含まれることの認知状況：排出事業者アンケート 3(1) (ウ)

許可業者との契約料金の中に市の手数料が含まれていることを知っていた排出事業者は半数程度に留まっている。【複数回答有】



（２）処分費用の負担に対する排出事業者の考え方：排出事業者アンケート 3(1) (オ)

処分費用について、市の搬入手数料による負担割合の増加に理解を示す回答が 38%、公費負担割合の増加を求める回答が 32%と意見が割れている。【複数回答有】



（３）許可業者と排出事業者との契約体系：許可業者アンケート 2(2) (イ)

契約の大半（9割超）が、ごみの排出量に増減があっても契約料金が変わらない定額料金制となっている。【単純平均、()内は加重平均※】

※単純平均：回答者数で単純平均した値，加重平均：回答者の契約件数に応じて加重平均した値

定額制の契約先	93% (95%)
排出量に基づく変動料金制の契約先	5% (4%)
スポット料金制の契約先	1% (1%)

(4) 現行の契約料金体系と希望する料金体系：排出事業者アンケート 3(2) (7), (イ)

排出事業者の約7割が定額料金制であり、多くが現行の契約を望んでいる。【複数回答有】

【現行】

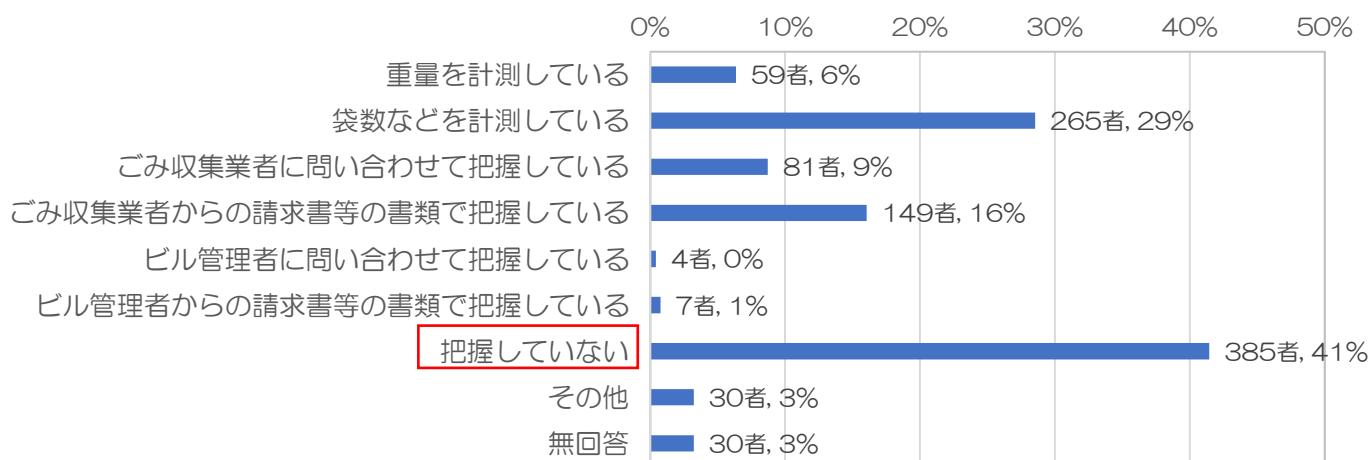
定額料金制	72%
変動料金制	19%
スポット料金制	2%
その他	1%
直接契約していないため、わからない	7%
無回答	2%

【希望】

定額料金制	67%
変動料金制	23%
スポット料金制	2%
—	—
わからない	7%
無回答	3%

(5) ごみの排出量の把握：排出事業者アンケート 3(2) (ウ)

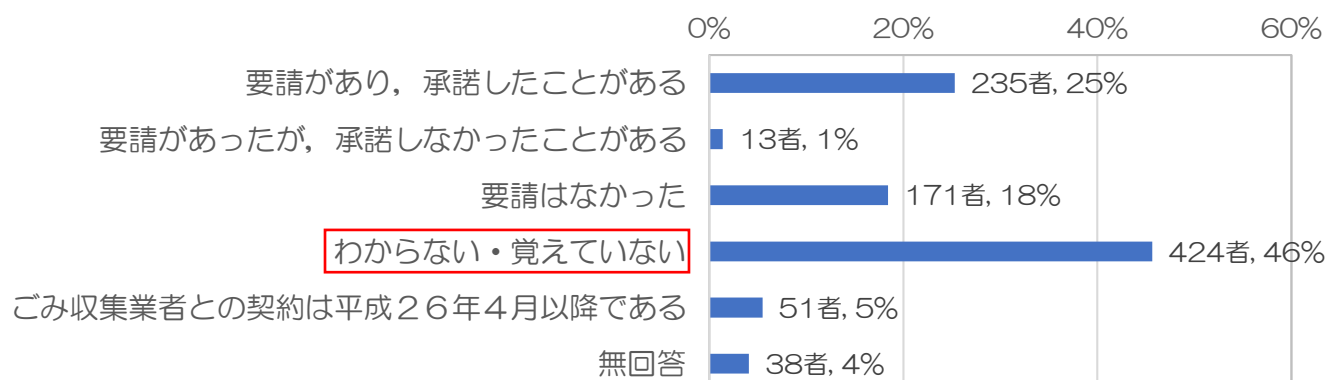
ごみの排出量を把握していない排出事業者が約4割に上る。【複数回答有】



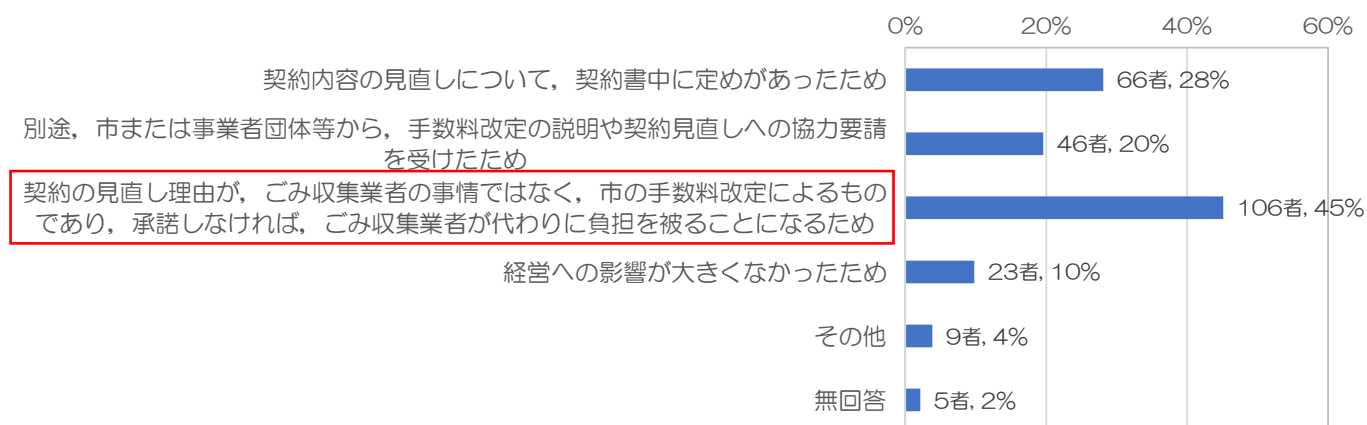
(6) 前回の手数料改定に係る契約内容の見直し

ア 排出事業者アンケート 3(3) (7), (イ)

前回の手数料改定から期間が空いており、「わからない・覚えていない」の回答が半数近くとなった。【複数回答有】



また、許可業者からの契約の見直し要請に応じた理由は、手数料改定が理由である旨を理解していただけたことが45%で最も多かった。【複数回答有】



イ 許可業者アンケート 3(1) (ア), (イ), (エ)

平成20年4月から平成26年4月にかけての手数料改定の際、価格転嫁がどの程度できたか尋ねたところ、80%～100%できたと回答したのは約1割にとどまっている。

【件数ベース】

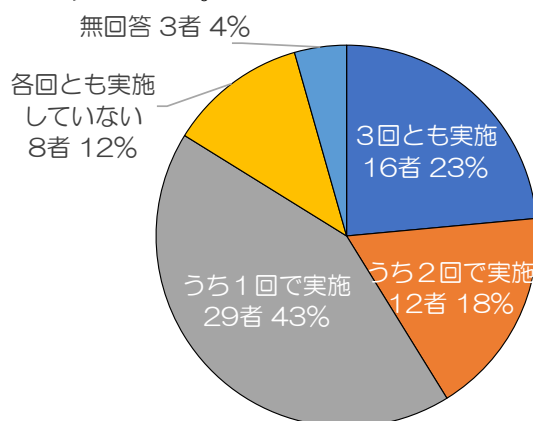
80%～100%	10%
60%～80%	25%
40%～60%	19%
20%～40%	24%
0%～20%	18%
無回答	4%

【金額ベース】

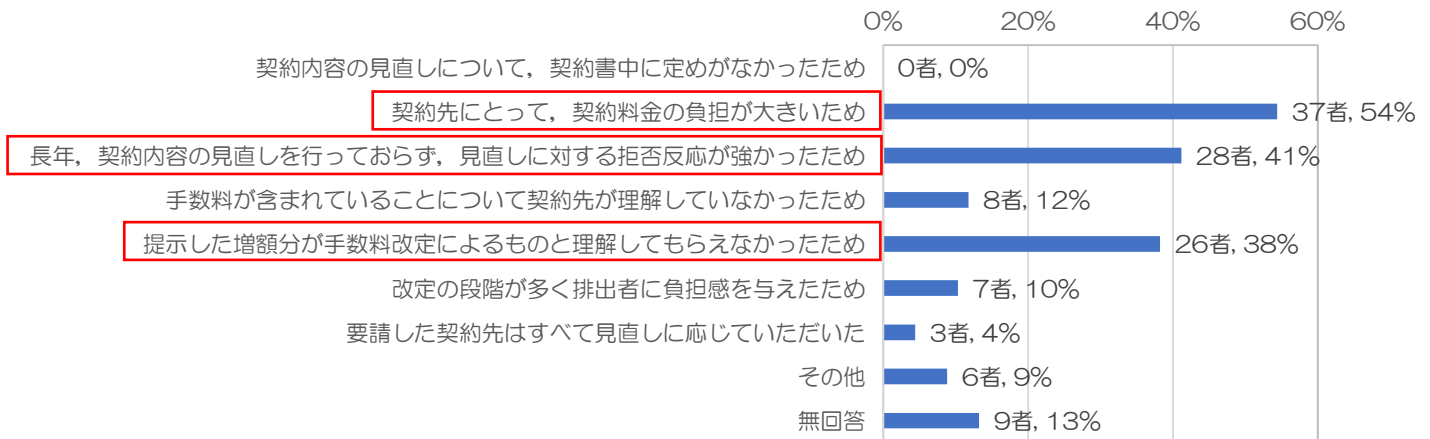
80%～100%	10%
60%～80%	16%
40%～60%	24%
20%～40%	16%
0%～20%	24%
無回答	10%

※ 各選択肢の中央値を用いて算出した平均値は、件数ベースで45%、金額ベースでは40%

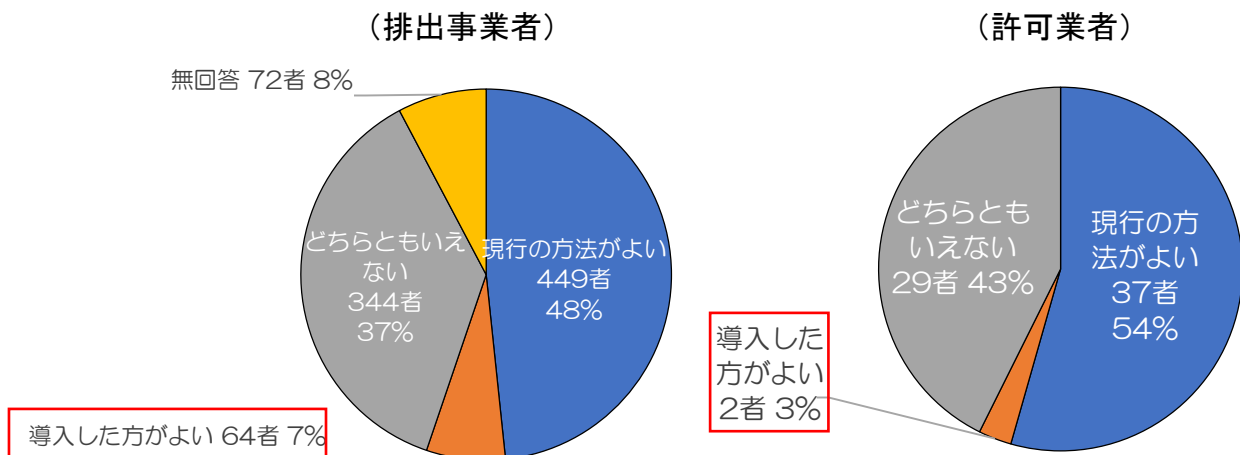
3回の手数料改定時のそれぞれで、契約の見直し要請を行ったかとの問いについては、回答にばらつきが見られた。



また、契約の見直し要請に応じていただけなかった理由を聞いたところ、「契約先にとって、契約料金の負担が大きいため」が54%で最も多く、「長年、契約内容の見直しを行っておらず、見直しに対する拒否反応が強かったため」が41%、「提示した増額分が手数料改定によるものと理解してもらえなかったため」が38%と続いている。

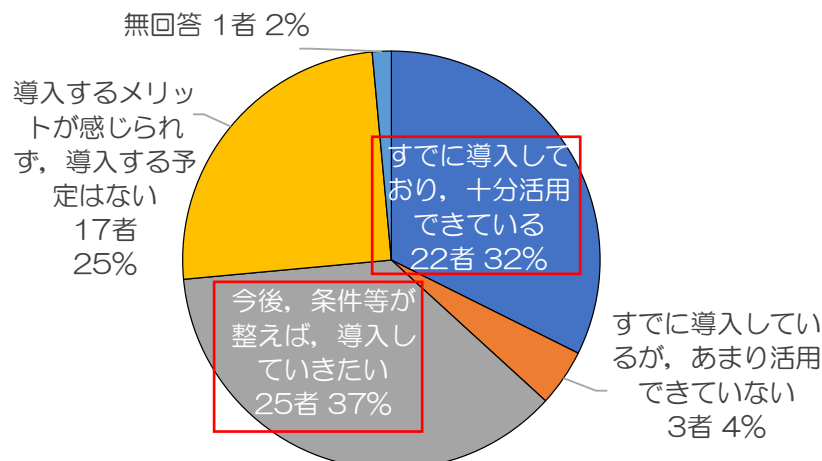


(7) 有料指定袋制度について：排出事業者アンケート3(4)，許可業者アンケート3(2)
排出事業者，許可業者ともに，有料指定ごみ袋を導入したほうがよいと回答したのは1割にも満たなかった。



(8) 計量パッカー車の導入状況について：許可業者アンケート2(3)(I)

計量パッカー車を「既に導入しており，十分活用できている」と「今後条件等が整えば，導入していきたい」と回答した許可業者が合わせて約7割を占めている。



2 アンケート結果のまとめと考察

(1) 市の搬入手数料の認知について

契約金額の中に市の搬入手数料が含まれていることを知っていた排出事業者は半数程度であり、排出事業者の市の搬入手数料に対する認知を高めるため、手数料の見える化が必要と考えられる。

(2) 契約体系とごみ排出量について

許可業者と排出事業者との契約は、大半がごみの排出量に増減があっても料金が変わらない定額料金制であり、また、ごみの排出量を把握していない排出事業者が半数近くに上っている。排出事業者がごみ処理に係るコスト意識を高め、ごみ減量により経費削減の可能性があることを認識するため、排出事業者が自らの排出量を把握することが必要と考えられる。

(3) 前回の手数料改定の際の許可業者と排出事業者の契約見直しについて

前回の手数料改定の際の対応を「わからない、覚えていない」と回答した排出事業者が約半数に上り、許可業者側のアンケート結果からは手数料改定に伴う契約見直しが十分に実施できなかった状況が伺われた。

契約金額の中には、市の搬入手数料が含まれており、仮に市の搬入手数料が改定された場合、この改定に伴う契約の見直しが必要となることから、その際に、市の搬入手数料を排出事業者に適切に負担いただくための実効性のある方策を講じることが必要である。

3 排出事業者への周知対策

前回の手数料改定の際には、排出事業者へのダイレクトメール送付や説明会の実施、本市の広報媒体を活用した周知対策などを実施したが、市の搬入手数料を排出事業者に適切に負担いただくためには更なる方策が必要と考えられる。

なお、個々の排出事業者に適切な負担について御理解いただくための効果的、効率的な周知内容、周知方法については、排出事業者、許可業者、行政の三者が連携して協議・検討することが有効と考えられる。